

令和5年度 市・県民税の税制改正についてのお知らせ

住宅借入金等特別税額控除制度の見直し

住宅借入金等特別税額控除の適用期限が4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）されます。

所得税で控除しきれなかった額は翌年度の個人市・県民税から控除されますが、その控除限度額は次の表のとおりです。

| | 居住開始年月日 | 控除限度額 | 備考 |
|-----|--------------------------|---------------------------------|---|
| (1) | 平成26年3月31日まで | 所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,000円) | |
| (2) | 平成26年4月1日 ～令和3年12月31日 | 所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,000円) | 住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合に限り。それ以外の場合は(1)と同じ控除限度額となる。 |
| (3) | 令和4年1月1日 ～令和7年12月31日 | 所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,000円) | 令和4年中に入居した方のうち、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等であり、かつ、一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結している場合は、(2)と同じ控除限度額となる。 |